

# 刈谷市高齢者施設における感染症対策のための運用基準

令和4年4月1日 長寿課

## 1 換気

- 利用者に対して、次のことを要請すること。
  - ・ 利用する場所に換気装置がある場合、利用中は常時稼働すること。
  - ・ 利用する場所の窓や扉(できれば2方向以上)を常時開放すること。
  - ・ 常時開放が困難な場合は、30分に1回、5分間窓や扉を開放すること。
- 利用者がある場所に管理者が管理する換気設備がある場合は常時稼働すること。

## 2 利用人数の制限

- 貸部屋は定員(想定利用人数)の1/2、又は部屋面積(m<sup>2</sup>)を3で除した数のいずれかを下回る人数の利用とすること。

## 3 症状のある人の入場制限

- 発熱や咳、咽頭痛などの症状がある場合には入場、利用を控えるよう、ポスターなどで啓発すること。
- 貸部屋の利用者に対し、利用後に感染が判明した場合に備え、感染経路の把握及び感染拡大の防止を目的として参加者名簿を作成し、適切に保管するよう要請すること。

## 4 マスクの着用

- 職員はマスク着用を徹底すること。
- 利用者に対し、マスク着用を要請すること。特に、歌唱時のマスク着用に留意すること。

## 5 対人距離の確保

- 利用者に対して、利用者同士は常に最低1m(できるだけ2m)の間隔を空けるよう要請すること。
- 共有スペースの座席は最低1m(できるだけ2m)の間隔を空けて配置すること。
- ミニシアターなど席が固定された施設については、前後左右を空けた席配置とすること。

## 6 感染防止対策の徹底の啓発

- 利用者に対し、あらゆる機会を通じて、体調不良の場合は利用自粛を依頼する、人と適度な間隔を取る、マスクを着用する、手洗いやうがいなどに努めるなどの注意喚起を行うこと。
- 発熱や倦怠感がある職員は出勤させないこと。

## 7 手指の消毒設備の設置

- 職員は、始業時に加え、接触が多い場所に触れた後などは、石けんによる手洗いを徹底すること。
- 施設の入口に消毒液等を設置し、利用者の手指消毒を励行すること。

## 8 遮蔽処置

- カウンターや受付など、人と人が対面する場所に、アクリル板や透明ビニールなどを設置すること。
- 設置が難しい場合は、マスクなどを着用し、対人距離を最低1m(できるだけ2m)確保すること。

## 9 施設の消毒

- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤等を用いて清拭消毒をすること。

※消毒する頻度は、貸部屋においては一利用者ごと、共有スペースにおいては1日2回以上とする。管理者による実施が困難な場合は、利用者に対し消毒液等を提供し、消毒を依頼しても差し支えない。また、清掃委託業者に依頼しても差し支えない。

- 実施した消毒の内容を記録し、管理責任者(施設長)は定期的に確認すること。